

令和3年度 名古屋市への要望事項と回答

名古屋市長あてに令和3年11月17日付で要望書を提出し、令和3年12月28日付で、名古屋市長名で回答いただきました。

愛知県・名古屋市との話し合いは、コロナの感染拡大状況が予測できず、中止しました。

回答についての再質問などは、担当部署に個別に行うこととなります。

要望事項と回答

要望1 コロナ感染第6波への対策をお願いします

高齢者施設等職員への新型コロナウイルス感染症に係る集中的検査（スクリーニング検査）の実施（第4弾）ありがとうございます。

コロナ感染者が減少し、緊急事態宣言が解除されましたが、第6波に備えて、以下のような対策をお願いします。

- ①検査対象を施設等職員だけにとどまらず、利用者、訪問系事業者にも拡大してください。また、検査頻度を月2回程度に増やし、期間を延長してください。

ワクチン接種に比して、PCR検査は位置づけが弱いと思われれます。

施設に関係する訪問系事業者など外部からの感染事例もあります。緊急事態宣言中は定期的に検査していた事業所が宣言解除とともに、検査をやめた事例もあります。感染予防を進め、安心して働ける環境を作るためにPCR検査の繰り返しの実施・拡充をお願いします。

【回答】 健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策室

スクリーニング検査につきましては、愛知県が令和3年11月末日でいったん終了するとのことでしたので、本市としましてもいったん終了させていただきました。今後の感染状況や国や県の動向を注視してまいりたいと考えております。なお、スクリーニング検査は終了いたしました。抗原簡易キットの配布を今後予定しておりますので、準備ができ次第、広報なごや、NAGOYAかいごネット、ウェルネットなごやなどで周知させていただきます。

また、ご要望にあります訪問系職員や利用者に対する検査につきましては、保健センターにおいてクラスター対策上必要と考えられる場合、検査対象を柔軟に拡大して検査を実施しております。今後も適切な範囲で調査を行い、必要に応じ検査につなげられるよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

- ②基礎疾患のある患者がコロナ感染した場合、基礎疾患にも対応できる医療機関への入院や、医療機関の連携した対応できる体制を作ってください。

自宅療養や、宿泊療養は、難病患者には不可能です。看護師さん等の介護無しでは、療養生活はできません。

【回答】 健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策室

入院先を決定するうえで本人の必要とする介助への対応や基礎疾患等への配慮は必要と考えております。

現在、入院等の調整段階で個別具体的な事情もお聞きしたうえで入院等の決定をすることとしておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

- ③第6波は「小児の感染症になるかもしれない」（小児感染症医）との指摘もあります。小児分野での医療体制を作ってください。

「名古屋市内 47 の保育園が休園」「親から園児への感染も増えており、急激にお子さんの感染による休園が増えた」との報道もありました。

アメリカでは 9 月初旬に「子どものコロナ感染急増、1 週間で 25 万人超える」「子供の入院、過去最高、毎日平均 330 人が入院」などの報道がありました。

子どもはワクチン接種の対象となっておらず、「子どもクラスターから大人への感染」経路パターンからの一家全滅、医療スタッフの濃厚接触者続出によるマンパワー不足が心配されます。

【回答】 健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策室

現在、愛知県と名古屋市、県内の医療機関等が連携し、小児の新型コロナウイルス感染症患者の入院体制や、小児自宅療養者への医療提供体制の整備を図っているところですので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

【回答】 子ども青少年局保育部保育運営課

保育所等では、マスク着用、手洗い、消毒、換気などの徹底、行事の縮小・中止や小集団での活動等、各施設において感染対策を実施しております。

また、感染拡大防止の観点から、保育所等に在籍する児童及び勤務する職員において、新型コロナウイルス陽性が判明し、利用者に濃厚接触者がひとりでもいる、もしくはその可能性が高い場合に、原則 14 日間の休園としております。

④市として、コロナ禍の中での名古屋市内の障害者・難病患者の雇用状況を正確に把握し、働くことを望む障害者・難病患者・介護する家族が働き続けられる環境を作ってください。

【回答】 健康福祉局障害者支援課

障害者・難病患者等の就労につきましても、名古屋市が独自で設置している障害者就労支援センター及び障害者雇用支援センター並びに国と県が設置している障害者就業・生活支援センターにおいて、手帳の有無にかかわらず就労支援を実施しているところであり、各センターの支援実績を取りまとめることにより、就労状況の把握に努めております。

本市では、各センターでの就労支援に加えて、令和元年度に設置した障害者就労支援窓口において、市内企業等を対象に障害者等の理解促進や採用支援、定着支援を実施するなど、就労支援のより一層の充実・促進を図っているところです。引き続き、身体・知的・精神障害者とともに難病患者の就労支援が推進されるよう、国や県とも連携してまいりたいと考えております。

要望 2 災害時における在宅人工呼吸器など使用者への電源確保対策等を強めてください

近年、災害被害は広範囲・長期間にわたるものが多くなっています。

①在宅人工呼吸器使用者本人への予備バッテリー購入補助をお願いします。

災害時に、患者の生命に直結する問題です。

災害対策ということと併せ、全国的にも市町での「日常生活用具給付事業」として実施されるところが広がってきています。

施設などへの「非常用自家発電設備整備費補助事業」はありがたいです。それにとどまらず、在宅で療養を続ける患者への予備バッテリー購入補助をお願いします。

発電機は、屋外での使用となりますので、マンションなどでは使用に制限があります。家庭用蓄電池なども利用できるようになり、予備バッテリーがあれば、様々な電源対応も工夫することができます。

【回答】 健康福祉局障害企画課

人工呼吸器の外部バッテリーについては、すでに診療報酬に算定され、人工呼吸器の本体と同様に医療機関から貸与を受けることができます。

本市では、医療機器を使用する方に対する発電機や予備バッテリーの購入補助の制度はありませんが、区役所での申請時や保健センターでの相談時において在宅人工呼吸器使用患者等の避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難の支援、安否の確認その他の災害から保護するために必要な措置を実施するため、要支援者名簿を作成しております。

予備バッテリーなどの災害時の備えについて、引き続き啓発に取り組むとともに、難病対策地域支援ネットワーク会議でのご意見や他都市の事例も参考にしながら関係部局とともに考えてまいります。

②台風など災害が予測できる場合には「避難入院」できるようにしてください
保健所の相談対応内容としても検討ください。

【回答】 健康福祉局健康増進課

台風や豪雨等による甚大な災害が予測される場合、厚生労働省及び内閣府からの通知を受け、随時保健センターに連絡し、医療依存度の高い患者を中心に事前準備等に関する周知に努めているところです。

なお、平常時からの災害時の備えとして、避難行動等については「もしもカード」等を活用し、患者やご家族とともに考えながら普及啓発に努めております。避難入院につきましては、他都市の事例も参考にしながら関係部局とともに考えてまいりたいと存じます。

要望3 保健センターの体制を強化し、保健師を増員し、在宅患者への訪問事業を充実してください

コロナ禍の中で、感染症対策の拠点として保健所の必要性が再確認されました。コロナ感染が収束したとしても、新しい感染症の拡大も予測されます。

難病患者にとって、保健所・保健師は、指定難病の申請窓口としてだけでなく、療養についての相談、災害時の個別支援計画作成、市町など関係機関と連携の要としても必要不可欠です。

とりわけ、在宅患者宅への訪問事業は患者の療養生活実態をふまえた支援のためには、回数・内容ともに充実が求められます。(名古屋市中では8月～9月に保健所業務の縮小が行われ、大きな弊害が起きました)

訪問相談事業、重症難病患者支援事業の経年での実施状況の変化を教えてください。

また、重症難病患者には災害時避難計画策定だけでなく、個別の避難訓練(発災時点での具体的な対応)の実施が求められます。

保健センターが、受給者証を申請していない重症患者や、申請をしない軽症患者の把握も進めるようにしてください。

【回答】 健康福祉局健康増進課

難病患者の療養生活相談におきましては、神経・筋疾患患者を中心に、窓口での面接や電話、家庭訪問による相談を行っております。今年度、新型コロナウイルス感染症まん延の影響で保健センター業務の縮小を余儀なくされたが時期がありましたが、難病患者やご家族からのご相談は延期することなく行ってまいりました。また、難病患者医療生活相談事業につきましても、交流会の開催は見送りましたが専門医等による個別相談は継続開催に努めてまいりました。

難病訪問・相談事業の実施状況は次表のとおりです。

	H28	H29	H30	R1	R2
訪問・相談件数	4,610	5,603	6,920	6,433	4,582

難病患者の在宅療養の支援については災害時の備えも含め、医療や福祉等の関係機関の方々と連携が不可欠であることから、昨年度より各区で難病患者地域支援ネットワーク会議を開催し、地域の難病患者が抱える現状を共有しながら支援が行えるよう努めているところです。

特定医療費助成制度の申請をしていない難病患者については、ご家族や関係機関からの連絡により支援につながる事が多いことから、相談機関の周知や関係機関との連携等を引き続き推進してまいりたいと存じます。

要望4 難病患者の通院負担を軽減してください

難病患者は、病状が落ち着いているときは自力で通院できても、病状が悪化しているときは自力で通院することは難しいです。家族に送迎してもらうことが多いと思いますが、家族が高齢になったり、仕事で休みをとれない、家族も病気を抱えたときなどは送迎をお願いできません。

病状悪化時の通院時費用負担を軽減するため、タクシーチケットの利用拡大等できるようにしてください。

また、障害福祉サービスの利用促進にむけての啓発・周知を強めるようお願いいたします。

【回答】 健康福祉局障害企画課・障害者支援課

本市では公共交通機関を利用することが困難な重度障害者の方を対象として、その社会参加の促進を図るためタクシー料金助成事業を実施しております。

現在、本市では利用対象を拡大する予定はありませんが、引き続き他都市の状況の把握に努めてまいります。

また、「障害者総合支援法による各種サービスのご案内」という冊子を毎年作成し、関係各所に配布するとともに、特定医療費受給者証の発送時に障害福祉サービス等の案内を同封するなど、周知を図っているところです。引き続き、区役所等の窓口においてもサービスを必要とされている方に対する適切な制度案内等を行ってまいります。

要望5 レスパイトケアを充実させてください

難病患者や医療ケア児を介護する家族の負担は大変なものがあり、レスパイトケアの必要性は大きくなっています。

国が進めようとしている病院統廃合への対応について、こうした難病患者・家族の要望が反映されるようにしてください。地域の実情を承知されている地方自治体からの、国への発信もお願いします。

レスパイト相談件数・実際の利用件数などを教えてください。

他都道府県状況などどのように把握しておられるのか説明ください。

【回答】 健康福祉局障害企画課

国の定める「難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針」においては、国及び都道府県は、在宅で療養する難病の患者の家族等のレスパイトケアのために必要な入院等ができる受け入れ先の確保に努めることとされています。

こうしたことから、愛知県の実施する愛知県難病医療ネットワーク推進事業により、難病診療連携拠点病院及び難病医療協力病院においてレスパイト入院に関する調整等を行っております。

難病診療連携拠点病院である愛知医科大学病院の難病医療コーディネーターが、レスパイト入院に関する相談・調整の窓口となっておりますので、本市といたしましては、レスパイト入院に関する相談窓口の周知などにより、レスパイトケアの支援に努めてまいります。

要望6 小児慢性疾患の「移行期医療」について相談できる体制を作ってください。

現在の取り組み状況をお知らせください。

【回答】 子ども青少年局子育て支援課

小児慢性疾患の「移行期医療」につきましては、「小児慢性特定疾病その他の疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本方針（厚生労働省告示第431号）」を踏まえ、「都道府県における小児慢性特定疾病の患者に対する移行期医療支援体制の構築について」が示され、別紙として「都道府県における小児慢性特定疾病の患者に対する移行期医療支援体制の構築に係るガイド」（以下「都道府県向けガイド」という。）が取りまとめられました。「都道府県向けガイド」の中で、「移行期医療支援体制には、医療体制整備と患者自律（自立）支援の2つの柱があるものと考えられる。」と書かれております。

移行期医療支援体制の構築については、都道府県が主体となり進められているところですが、本市におきましては、患者及び家族に対する相談支援事業及び相互交流支援事業の実施を通じて、患者の自律（自立）支援に取り組んでおります。

今後も移行期医療支援体制に関する国の動向を注視しつつ、本市の小児慢性特定疾病児童等地域支援事業に係る連絡協議会、難病対策地域支援ネットワーク会議等において、関係団体及び関係機関の方々と様々な情報を共有させていただきながら、引き続き長期療養を必要とする児童等の健全な育成を推進してまいりたいと考えております。

要望7 ピアサポーター養成講座、大会、RDDなどのご後援・ご協力を引き続きお願いします

貴市にも大会をご後援いただき、「難病患者のリハビリテーション」動画をユウチューブの「あいなんれんチャンネル」にアップさせていただきました。引き続きご協力をお願いします。

【回答】 健康福祉局健康増進課

難病患者やご家族が同じような境遇の方と出会い、気持ちを共有すること等は、患者やご家族の支え合いに大変役立つものであると認識しております。

そのため、ピアサポーター養成講座や定期大会、RDD（世界希少、難治性疾患の日）に関する啓発事業につきましても、希少・難治性疾患の患者の生活の質の向上を目指すものと趣旨に本市も賛同しております。引き続き後援させていただくとともに、イベントの周知等についてご協力させていただきます。

要望8 愛知の難病サポート（仮称）ホームページ作成へのご協力ください

愛知県内には43,260人の特定医療費受給者（重症の難病患者）がみえます。軽症者も含め、難病患者の療養生活には、医療、福祉、就労などさまざまな分野からのご支援が必要です。

愛知県難病医療ネットワークをはじめ、愛知県医師会難病相談室、難病拠点・協力病院相談室、厚労省・愛知県・名古屋市など行政機関・保健所、ハローワークの難病患者就職サポーター、就労支援事業所、難病患者受け入れ介護施設、疾患ごとの患者会など様々な難病患者・家族サポートの組織・事業所などがあり、それぞれに情報発信されていますが、患者・家族が必要な情報にたどり着くまでには相当な努力や知識が必要です。

難病患者・家族や、ご支援いただいている専門職が、必要な情報にワンストップでアクセスしやすい環境整備としてのホームページ立ち上げにご協力ください。

以下、参照いただきたいサイトです。

かながわ難病医療相談・支援センター

難病医療提供機関検索ツール <https://www.kanagawa-nanbyo.com/search1/>

移行期医療提供機関検索ツール <https://www.kanagawa-nanbyo.com/search2/>

大阪府難病ポータルサイト

<https://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/nanbyo/index.html#zyoho>

【回答】 健康福祉局健康増進課

難病患者やそのご家族は、長期にわたる療養生活の中で医療や福祉、就労、教育などの様々な不安や悩みを抱えておられると認識しております。その不安や悩みを軽減し、療養上のQOLを向上するための一手段として、情報発信は重要であると捉え、各種制度や相談先、作成したサポートブックの情報などをホームページにて掲載しております。

情報発信においては、患者の必要としている情報がワンストップで得られることは有益であることから、愛知県や他機関と考えてまいりたいと存じます。

以上